

させぼパール・シー株式会社 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年7月1日～平成33年3月31日

2. 内容

目標1：従業員全員の所定外労働時間を、一人あたり年間月平均10時間未満とする。

<対策>

- ①平成30年7月～ 従業員全員へ通達文を回覧し、周知徹底を図る。
- ②平成30年7月～ 引き続き、毎月の衛生委員会で実績を発表する。

目標2：年次有給休暇の（繰越分を含む）取得率を、年間50%以上とする。

<対策>

- ①平成30年7月～ 従業員全員へ通達文を回覧し、周知徹底を図る。
- ②平成30年7月～ 引き続き、毎月の衛生委員会で実績を発表する。

目標3：計画期間内に、男性社員が育児休業を一人以上取得する。

<対策>

- ①平成30年7月～ 対象者へ説明し、周知徹底を図る。